

千葉県告示第348号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年4月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年4月17日

千葉市長 神谷 俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 小倉町10号線	若葉区小倉町1727番6から 若葉区小倉町1699番14まで	令和5年4月17日